

附属資料

北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏の形成に関する協定により形成された、北しりべし定住自立圏全域を対象とし、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を内容とする北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定に資することを目的に、北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇談会は、北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定（変更を含む。）のための審議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員18名以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、小樽市総務部企画政策室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から、平成24年3月31日までとする。

北しりべし定住自立圏共生ビジョン に関する提言

2010年10月

北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 北しりべし定住自立圏の基本概念 | 1 |
| 1. 定住自立圏構想と小樽市の中心市宣言 | |
| 2. 圏域としての課題 | |
| 3. 北しりべし定住自立圏共生ビジョンに向けて | |
| 第2章 北しりべし定住自立圏の形成に向けた活動 | 4 |
| 1. 産業振興 | |
| 2. 広域観光 | |
| 3. 人材育成 | |
| 4. 地域交流 | |
| 5. 医療 | |
| 6. 福祉 | |
| 7. 公共交通 | |
| 第3章 重点課題～提言の実現を目指して～ | 11 |
| 北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会委員 | 12 |

第1章 北しりべし定住自立圏の基本概念

北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会は、2010年7月の発足から4カ月にわたり、北しりべし圏域（小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）の活性化と生活機能確保のためのビジョン作成に向けた議論を行ってきた。その結論を取りまとめたのが本提言である。提言は今後、小樽市が他の5町村との協議をふまえて策定する『北しりべし定住自立圏共生ビジョン』の参考に供される。本章ではまず総務省の定住自立圏構想と現在までの経緯を示し、本懇談会の基本的考え方を記す。

1. 定住自立圏構想と小樽市の中心市宣言

「定住自立圏」は総務省が2008年度から推進している政策で、地方圏における大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化に対応し、安心して暮らせる地域を各地に形成することを目指すものである。同政策は地方圏からの人口流出を食い止めることを大きな目標としており、その実現にあたって市町村を中心に行政と地域住民、NPO、企業等との協働、連携による地域の絆の再生を図ること、地域から人材や資金が流出する中央集権型の社会構造を地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会に転換していくことが強調されている。

定住自立圏構想は次の手順で策定され、また実現に向けて市町村レベルで施策が展開される。

- ① 一定の要件を満たす「中心市」が「中心市宣言」を行ない、圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- ② 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する周辺の市町村との間で、議会の議決を経た上で一対一の「定住自立圏形成協定」をそれぞれ締結し、人口定住に必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を定める。
- ③ 定住自立圏の生活機能確保を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上で中心市が「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域の将来像や具体的な取組内容を決める。
- ④ 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市および周辺市町村が役割分担した上で具体的な取り組みを展開する。同ビジョンはその成果を勘案しながら毎年度見直される。

定住自立圏で中心市になりうるのは住民生活に必要な機能の集積があり、周辺市町村の住民もそれを活用している都市で、その都市が圏域全体において中心的な役割を担うことが想定されている。最初に「中心市宣言」をしたのは2009年2月の下関市で、小樽市は2009年9月15日に北海道初の宣言を行なった（道内では続いて釧路市、室蘭市、旭川市、稚内市、網走市が宣言し、全国では2010年9月2日現在で56市54宣言が行なわれている。そのうち定住自立圏形成協定等により成立した定住自立圏は35、定住自立圏共生ビジョン策定まで進んだ中心市は27市に及ぶ）。

その後2010年3月、小樽市と積丹町、古平町、仁木町、余市町および赤井川村は各市町村議会に定住自立圏形成協定の締結に関する議案を上程し、議案はすべての議会で原案どおり議決された。これを受けて同年4月1日、6市町村は「定住自立圏形成協定」を締結した。2010年7月5日には小樽市長が委嘱した18名の民間・地域関係者、圏域住民による「北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会」が設置され、そのもとに「産業振興・観光・地産地消WG」「人材・教育・情報・交流WG」「医療・福祉・地域公共交通WG」の3部会が設けられた。3部会は計8回の会合を通して議論を深め、さらに各部会長、副部長および懇談会長で構成された「提言起草WG」が3回の会合とメール協議を通して提言案を起草し、懇談会員全員へのフィードバックを経て、10月29日の第2回懇談会で本提言が小樽市長に提出されるに至った。

2. 圏域としての課題

定住自立圏は、圏域市町村の主体的取り組みとして「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用し、NPOや企業といった民間の担い手を含めて相互に役割分担および連携・協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。本提言はそのために作られる北しりべし圏域の共生ビジョンの基本的な方向性を可能な限り具体的に示すものである。

ところで、「圏域全体で必要な生活機能を確保」することは昨今の国家財政、地方財政の逼迫のもとでは容易でない。国政では経済成長が大きなテーマとなっているが、グローバル経済の進展の中、はなはだしい少子高齢化社会に向かうわが国において、かつてのような経済成長の実現は期待できない。人口減少が地域社会の崩壊に至る予兆は各地で現われており、場合によってはスクラップアンドビルドをふまえた「地域再構築」が必要となる。総務省の「定住自立圏」政策がその趣旨を内包していることは、今回の懇談会においても一部から指摘された。

そして北しりべし圏域でも人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。2010年3月31日現在で高齢化率（65歳以上人口の割合）の全国平均が22.7%、北海道平均が24.3%であるのに対し、圏域は31.5%に達する。一方で北しりべし圏域6市町村の市町村税収入は1999年度の198億円から2009年度は174億円に低下し（古平町、仁木町、余市町は決算議会の開催時期の都合で2008年度の数値を採用）、この間に人口も18万9千人から16万7千人に減少した。人口、税収とも10年間で10%を超える減少である。

圏域を構成している市町村の産業の特徴を見ると、周辺町村においては農林業や漁業の一次産業、二次産業が基幹産業であり、小樽市は製造業等の二次産業や商業、サービス業の三次産業が中心となっている。一次産業においては高齢化のもとに後継者不足の問題が生じており、産業振興への期待は大きいですが、人口減少も背景にそれが困難な状況である。小樽市の産業も長引く景気低迷により厳しい雇用情勢が続いている。小樽市に関しては年間約700万人の観光客が道内外、国外から訪れ、同市の基幹産業となっているが、歴史や文化、食などの地域資源が観光都市としての魅力に十分つながっていない。

かかる認識のもと、北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会は「北しりべし」として

地域社会を維持するためにあらゆる方策を取るべきことで一致した。

3. 北しりべし定住自立圏共生ビジョンに向けて

さて、地方交付税の増額がほとんど期待されない状況下に、我々は「地域主権型社会」の一地域として「地域の絆の再生」を図らなければならない。そこで懇談会では「産業振興」「広域観光」「人材育成」「地域交流」「医療」「福祉」「公共交通」の7領域を設定して方向性を協議し、関係者で課題解決に向けた議論を行なった。

領域ごとに定義された課題とその解決のための活動の方向性は本提言第2章に詳述するが、もとより課題解決には長期的な取り組みが必要である。また予算的裏付けを伴う行政施策は各市町村議会が決定するものであり、本提言に強制力があるわけではない。ここで期待されるのが、

- 北しりべし住民会議（仮称）の設置
- 住民による議論が示す方向性を実現に移すNPO法人等の創設、維持

である。前者は北しりべし圏域がコミュニティとして機能することを前提に、定住自立圏の諮問委員会として関連する問題を協議するオープンな場であり、後者はその結論ないし暫定的結論を経済的に成立する範囲で実現していく新たな社会機関として構想される。

前述のように、人口ならびに産業活動の水準低下は北しりべし圏域における生活機能確保上の問題をもたらしている。したがって産業振興を目指すことは必要である。また単に少子高齢化を恐れるのではなく、それによる市場拡大も期待されてよい。しかし一方で、財源を含む社会資源の少しでも効率的な運用方法を模索する必要もある。そしてこれらを可能にする社会は、圏域住民自らで設計、運用していかなければならない。

以下、まず第2章で地域産業の活性化と地域社会の維持に向けた北しりべし定住自立圏としての課題を定義し、それを解決するための具体的活動の方向性を示す。さらに第3章で、その実現に向けた重点課題として、上記の「住民会議（仮称）」「NPO法人等」を提唱する。

第2章 北しりべし定住自立圏の形成に向けた活動

本章では北しりべし定住自立圏の活性化と生活機能確保に向けての課題を定義し、それぞれの解決のための具体的活動の方向性を示す。検討にあたっては圏域の社会活動を「産業振興」「広域観光」「人材育成」「地域交流」「医療」「福祉」「公共交通」の7領域に分類したが、産業振興系（産業振興、広域観光）と人材育成系（人材育成、地域交流）は循環的に発展することが期待される。すなわち産業振興によって人材を地域に収容することができるが、人材育成によってこそ産業振興も可能になる。さらにこの循環の全体を支えるのがインフラ系（医療、福祉、公共交通）である。

1. 産業振興

北しりべし圏域の産業は、小樽市以外では農林業、漁業の一次産業や水産物加工などの二次産業が中心である。今後は一次、二次、三次産業の連携による付加価値向上が重要であり、ここに販路拡大も折り込んでゆく。そのため圏域全体の地場産品や人、企業を含めた地域の資源を把握し、その情報を共有して次の展開を構想する。これには実効ある異業種交流の推進も必要である。新たな商品開発を進めるには消費者目線が重要であり、消費者の情報がフィードバックできる体制づくりにも取り組む。

これらは企業などの事業者が主体となって取り組むべきことであるが、共同事業体の形成も期待される。よって各市町村や農協、漁協はもとより、北しりべし定住自立圏としてもこれを推進しなければならない。期待される取り組みとして次のものがある。

① 異業種交流と情報共有の仕組みの創出

北しりべし圏域の市町村は農林業、漁業、製造業、観光業など、それぞれ特徴を生かした基幹産業で成り立っている。ここで産業間の連携を図り、新たな地域資源の発掘や商品開発を進めるには各地域の事業者や団体がテーマを持ち寄り、具体的な連携を実現できる異業種交流を進める必要がある。そして各地域の企業や技術、人、農水産物や特産品などの地域資源をその歴史的背景もあわせて再認識しなければならない。これらの地域情報を今後の事業実施に向けて活用する。

② 商品開発の促進

特徴ある技術を有する企業や地域資源を広範に連結し、農畜産物・水産物に付加価値をつけるなどで新たな商品を開発する。このためには商品開発にかかる国や道の施策や制度をいっそう活用する。商品開発にあたってはニシンなどの歴史的象徴性を備えた商品による差別化を意識し、消費者の反応を商品開発にフィードバックするルートも整備する。

③ 圏域が一体となった販路拡大

地場産品の販路拡大においては、北しりべしのトータルな魅力を札幌や本州の大都市にアンテナショップを設けるなどしてアピールすることが重要である。このため、「北しりべしデー」「北しりべしウィーク」など圏域一体となった販路拡大策を考え、道外向けにはネット販売の構築を図る。フェリー航路や中国コンテナ航路を有する小樽港の機能をCAS冷凍技術（冷凍時の細胞壁損傷を抑制す

る新しい技術)などの導入で向上させ、農水産物の付加価値を上げることは港湾産業の活性化にも結果する。

④ 「北しりべし」の広域ブランド化

地域や業種を越えた「北しりべし」の広域ブランド化とそのため組織づくりを推進する。新商品にブランディングするとともに、圏域全体として販路開拓にあたる。誰に向けてブランドを主張するかによってブランドの作り方、メディア戦略、アピールの仕方が異なることを意識する。食品に関してはいわゆる農商工連携の推進で新製品の開発に注力するほか、地域文化に根ざしたレシピを付すなどで付加価値を向上し、逆にそれをブランド成立に結びつけてゆく。

2. 広域観光

小樽は北海道で最初に発展した都市であるが、戦後の海運業、金融業、漁業等の衰退の中に一時期方向性を見失った。その中で観光こそ小樽の基幹産業になるとの見方は早い時期からあったが、それが市民の共通認識になるには時間を要した。1980年代には運河保存と道路敷設のどちらを選ぶかで住民を二分する激しい論争を経験したが、いわばこれが契機となって1990年ごろから観光客が急増し、また受け入れ側の整備も進んで、昨今は年間約700万人の来訪を得るようになってきている。この流れには北しりべし全体の景観や食などの観光資源も大きく貢献している。

しかるに近年、他都市の人気や高速道路の無料化などで観光客の流れが大きく変わり、滞在時間も短くなっている。今後は観光客数の増加と滞在時間の延長を図り、特に東アジアを中心とした外国人観光客への対応を早急に行なう。一方で観光ニーズは多様化の一途をたどっており、時間消費型観光・国際化・パーソナル化等を念頭においた展開が必要である。期待される取り組みとして次のものがある。

⑤ 小樽・北しりべしの歴史、文化の発掘と新たな観光ルートの創出

小樽は古来、環日本海文明圏の拠点の一つであった。このため小樽を含む北しりべし圏域は景観や食のほか、歴史や文化が重要な観光資源となっている。今後は圏域各地の観光資源をいっそう発掘し、またそれらをもとに新しい観光ルートを創出する。それによる道外、海外からの「外貨」獲得は地域経済の活性化にもつながる。

⑥ 農林業、水産業、サービス業との連携

農林業、水産業（漁業、水産加工業等）は北しりべし圏域の基幹産業であり、果樹園や直売所、海産物を提供するレストラン等が多数ある。そこで食と観光を結び付け、他の地域にない広域観光メニューを創出する。地場製品のブランド化を図るほか、地産地消の観点からも地域全体で地場の食材利用を促進し、レストラン等での産地表示によって消費を促進する。さらに「農業観光」「漁業観光」など、観るだけの観光から体験する観光への拡張を図る。

⑦ 情報発信の強化

観光客の小樽宿泊促進に向け、ジャンルごとのモデルルートを提供する。食や交通、観光資源などの観光データを共有し、各町村に圏域全体の情報を発信する

場を創出する。これによって観光客が自ら観光ルートを選択できるようにする。特に札幌圏に隣接しているメリットを生かしたドライブ観光、フェリー航路での観光客誘致、高齢者や交通弱者の移動手段確保、一つのジャンルに特化したマニア向けの情報発信等の増強を図る。

⑧ 東アジアを中心とした観光客の誘致

これまで富裕層に限定されてきた中国人向け観光ビザの発給要件が大幅に緩和されたことをふまえ、現地PRや小樽・北しりべしの受け入れ体制の整備を早急に行なう。特に各施設や移動手段での外国語対応の観光案内および店舗における地場製品の販売対応の強化が必要である。小樽市は観光案内人のボランティアが充実しているが、これを圏域全体に拡張し、広域観光のための案内人の育成とネットワーク化を図る。

3. 人材育成

小樽市に3つの高等教育機関が所在する強みを生かし、それらの協力を得て圏域を担う人材の育成を促進する。また初等、中等教育においても地域の魅力をアピールする機会を設け、若い世代が圏域の産業振興や地域振興の活動に参加できる場を創出し、若者が地域意識を持てるようにする。地域経済の活性化に向け、国内外からの圏域への移住も促進する。期待される取り組みとして次のものがある。

⑨ 高等教育機関による地域人材育成

小樽市には小樽商科大学（国立大学）、北海道薬科大学（私立大学）、北海道職業能力開発大学校（厚生労働省所管の省庁大学校）という3つの高等教育機関が所在する。高等教育には全国的に活躍できる人材の育成という役割があるが、地域人材の供給に対する期待も高まっている。そこで高等教育機関に働きかけ、圏域を担う人材を育成するためのカリキュラムの導入や、学生が地域に関心をもてる機会を提供することを通して地域意識の啓発を図る。高等教育機関には圏域住民を対象にした講座等の提供や起業志望者支援への協力も求める。

⑩ 農業者による農業教育の実施

農業が若年失業者の雇用促進に寄与する可能性があるが、都市生活者の若者が必要なスキルを身につける機会は乏しい。一方で熱心な若者も少数ながら存在することから、農業者自身が彼らを教育するシステムの整備が考えられる。その際に農業高校教諭などのプロの教育者の支援も求める。農業をめぐる技術革新の動向に注意し、可能な範囲で導入を図る。

⑪ 圏域への移住促進

圏域各市町村が移住を促進するには就業機会だけでなく圏域内の「暮らし」に関するより深い情報を提供することが重要である。圏域では農業後継者問題が顕在化していることから、農業に関心がある層に対して就農に関する情報を提供する仕組みを構築する。体験観光が移住に結びつくケースもあり、そのためのプログラム開発を図る。

⑫ 食による圏域の地域性確立

地域の食材やレシピなど食に関する蓄積を次世代の育成に活用し、圏域の地域性の確立に資する。一つの方法として学校給食のメニューに地域の食材や地域ならではの料理を織り込み、そのことで地域性がイメージとして残るようにする。またそのことを手がかりとする社会性涵養としての「食育」によって、児童・生徒が地域に関心を持つようにする。

4. 地域交流

育成された人材を含む地域住民同士の、また移住した人材を含む異なる文化的背景を持つ人間同士の接触は新しい事物や思想を生み出す。この地域交流を北しりべし圏域の産業振興や生活機能維持に役立たせる方向で進めることが望ましい。さらに交流の範囲を後志全域に拡大して考えることで、特に産業振興や広域観光の領域で相互に大きな効果が生じることも期待される。

地域交流には異業種交流、世代間交流、国際交流、産学官連携などが含まれる。その場はさまざま課題解決の場になることが期待されるため、所要の手段、手法、インフラの整備を行ない、北しりべし圏域が民間、行政の区別なく情報を相互提供できる環境づくりを進める。さらにそれを発信に結びつける。期待される取り組みとして次のものがある。

⑬ 交流推進による人的ネットワークの構築

異業種交流、世代間交流、国際交流を促進し、新しい文化の発祥とその共有を進める。まず圏域内のあらゆる分野の業種が交流するための仕組みをコーディネータ養成も含めて事業として構築する。また圏域の農業、漁業交流体験を通して子どもが地域の産業・文化を再認識できるようにする。圏域内の外国人留学生に観光客誘致や地場産品の販路拡大、地域振興の取組に参加してもらう機会を提供し、地域への就職を促進する。

⑭ 産学官連携による地域振興

大学と中小企業の連携によって産業振興、地域活性化を図る産学官連携を推進する。企業が新製品を開発し、新規事業を創出する方法の一つとして大学教員との共同研究等があり、大学教員のアドバイスによる企業の研究能力向上や人材育成、学生の地域連携への参画による活力導入も期待されることから、各大学の産学官連携窓口との接触を深める。北しりべし定住自立圏の振興への大学の参画を促進し、振興方策の高度化を図る。

⑮ 交流拠点としての「道の駅」の設置

北しりべし圏域の「総合窓口」になるとともに圏域内の地場産品や地域の情報を発信し、地域内の情報共有にも資する「道の駅」を設置する。ここでは新鮮な農水産物やそれを用いた加工食品のほか、地域の食材やレシピを生かした料理などを提供する体制も整える。それはまた地域の人々の交流の場でもあり、その蓄積を新たな商品、サービスに結実させ、情報発信を通して北しりべしのイメージやブランドを対外的にアピールする。

5. 医療

北しりべし圏域の高齢化率は全道平均を上回り、全国的にも高い水準にある。今後も持続可能な圏域を形成していくには、若者が地域に定着するだけでなく、高齢者が安心して暮らせる医療体制が求められる。

現状において小樽市と余市町には公立病院や公的病院が所在しており、小樽市には夜間急病センターも設置されて同市だけでなく北しりべし圏域全体に医療サービスを提供しているが、医師不足やそれによる二次救急ネットワークの機能低下が否定できず、特に夜間救急体制に問題が生じている。もとより町村部では診療科目が限定されたり無床診療所であるなど、十分な医療体制を確保できない状況がある。

このように地域医療を守る上で解決しなければならない課題は少なくなく、関係者が協議を通して相互に理解を深め、小樽市内および関係町村の医療機関の連携を図る必要がある。期待される取り組みとして次のものがある。

⑩ 夜間救急を中心とする圏域医療体制の整備

圏域の夜間救急体制として小樽市が設置している夜間急病センターと余市町の協会病院があるが、高齢化やそれによる医療ニーズの増大のほか、医師の高齢化や減少で体制の維持が危ぶまれている。このため医療機関間の連携による医療資源の効率的運用を図らなければならない。夜間救急は初期救急の維持だけでなく二次救急医療機関とのネットワークを充実する必要があり、患者を搬送しながら処置する救急救命士の積極的活用も不可欠である。このためにはまず市立小樽病院を含む医療機関の話し合いのもと医療体制の整備に努める必要があるが、危機的状況にあることに圏域住民の理解を得て協力を確保することも重要である。

⑪ 小児救急・周産期医療の圏域全体による維持

持続可能な北しりべし圏域を形成するには、若年層が定着する環境づくりが求められる。このためには雇用創出とあわせて、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が必要である。小樽市には公立病院をはじめとする多くの公的病院があり、その中で地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援センターに指定されている医療機関は特に貢献している。出産確保に向けた環境は圏域全体で維持していくことが重要であり、小樽市が中心となって継続的支援を実施する必要がある。

⑫ 診療情報の共有による病診連携の高度化

住民が安心して地域に居住するうえで、病院・診療所間の診療情報共有は医療資源の有効活用にとって効果的である。すなわち町村部の総合診療医が診療の初期において画像を含む患者情報を中心市の専門医と共有できる体制を構築する。技術的に可能なこともコスト的に可能とは限らないが、妥当な方策な適時に導入するための研究を実施する。また、地域住民の不安を解消するため、電話やメールによる経常的な相談の実施体制についても検討する。

6. 福祉

少子高齢化による社会福祉ニーズはわが国全体で増大の一途をたどっており、それは北

しりべし圏域でも同様である。しかしながら、経済成長の鈍化とそれによる国家財政の逼迫はニーズに対応した行政サービスの提供を困難にしている。ここで必要なのは住民参加を前提に社会福祉の水準を自ら決め、また実行していくことである。その中でも喫緊の課題は、高齢化に伴って自立生活が難しくなっている人々を支える地域づくりや、権利擁護支援事業の充実である。期待される取り組みとして次のものがある。

⑱ 住民参加による支えあいの地域づくり

行政および社会福祉の推進役としての社会福祉協議会を中心に、ボランティア団体や地域住民が連携して「見守り活動」を実施するなど、独居高齢者等が安心して生活できる支えあいの地域づくりに向けた検討を進める。障害者自立支援法や子ども・若者育成支援推進法の趣旨にもとづき、福祉に関する地域資源の発掘と供給を可能にするネットワーク構築に努める。有償ボランティアなどの市場メカニズムの導入についても積極的に検討を進める。

⑳ 成年後見制度の利用増大への対応

成年後見制度は認知症高齢者や精神上の障害により判断能力が十分でない人々の自己決定権を尊重しつつ残存能力を活用し、家庭や地域で通常の生活ができる社会を築くことを趣旨としている。2010年4月には圏域市町村の行政と小樽市社会福祉協議会との事業協定締結により、小樽・北しりべし成年後見センターが設置された。今後、高齢化等の進展により制度利用該当者の増大が見込まれる中、行政と社会福祉協議会の役割分担を明確にししながら、運営主体の体制を含め、センターの相談、後見機能を充実させる必要がある。また第三者後見人不足の解消を図るため、行政や関係機関・団体の協働で妥当な報酬を伴う市民後見人の養成も行なう必要がある。

7. 公共交通

ライフスタイルが多様化する今日、移動手段として自動車が必要な役割を担っているが、高齢者や学生など自動車を運転しない住民にとって、乗合バスは日常生活に欠かせない交通手段となっている。しかし、人口減少や移動手段の多様化で利用者は減少しており、事業者は公共性を維持する上で企業としての経営バランスをとることが難しくなっている。

2002年に乗合バス事業の規制緩和が実施され、またそれに先立ってバス路線維持を目的とする補助制度が設けられたが、その後も新たな公共交通体系の確立を目指す交通基本法の制定が検討されている。その動向を注視しながら、生活機能を維持するための圏域全体の公共交通のあり方や方策について検討することが必要である。期待される取り組みとして次のものがある。

㉑ 地域に見合った公共交通のあり方、維持方策の検討

移動ニーズの多様化と利用者減少という逆行する事態の中で公共交通のエリア拡大は容易でなく、むしろ維持も難しくなっている。一般に交通手段が生活圏域を規定し、ひいてはニーズを決めている面もあることから、ニーズの再検討をふまえて利用者の合意を前提とする不断の公共交通の再構築を図らなければな

らない。圏域に必要な地域公共交通全体のあり方と維持方策について、行政のみならず、受益者である利用者自身のコスト負担も含めて考える必要がある。

⑳ デマンドバス、コミュニティバスの導入検討

デマンドバス（利用者の要求する乗降場所および乗車時刻に応じて運行する乗合交通）は運用面やコスト高から一般には成立困難と考えられている。しかし高齢化が進んでいる本圏域においては、幹線バスと連結することによって機能が発揮される可能性があることから、その活用を検討すべきである。また、コミュニティバス（地域交通の利便性向上を目的とし、運行主体が自治体で業務を民間委託、あるいは運行主体が事業者で自治体が補助金を支出する等、地方自治体が何らかの形で関与する乗合交通）の運用も検討の余地がある。

第3章 重点課題～提言の実現を目指して～

定住自立圏は圏域市町村の主体的取組として「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用し、NPOや企業といった民間の担い手を含めて相互に役割分担および連携・協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。定住自立圏を構成する地方自治体には「共生ビジョン」の策定が求められるが、我々「北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会」は産業振興にも踏み込んでビジョンに関する提言の策定に取り組んできた。その結果、7領域にわたって計22件の活動の方向性を提案することになった。

一方、我々懇談会としてもこの提言をどのように実現するか考えなければならない。行政としての実行は各市町村議会での審議と各市町村が担うべきことであるが、提示した活動の方向性には必ずしも行政になじまないものも多く、また民間企業や既存の公益法人では取り組みにくいものもある。もとより「活動の方向性」もすべてを尽くしているとは言えず、社会状況に即して不断に再検討する必要がある。

この点で、北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会として特に提案するのが次の2点である。これらを含めて活動の方向性は24件となる。

⑳ 北しりべし住民会議（仮称）の設置

北しりべし圏域がコミュニティとして機能することを前提に、地域住民で「産業振興」「広域観光」「人材育成」「地域交流」「医療」「福祉」「公共交通」などに関連する問題を協議するオープンな場を設置する。「北しりべし定住自立圏」の設ける諮問委員会として、圏域の住民が地域間の交流や情報発信を通して連携を図り、地域の課題を自ら発見、定義し、解決の方向性を与える場とする。本会議は各地域で活躍しているさまざまな分野の人材で立ち上げ、圏域内の情報や具体的な取組についての意見交換や議論を行なう。

㉑ 住民による議論が示す方向性を実現に移すNPO法人等の創設、維持

北しりべし住民会議（仮称）がその議論を通して方向性を示した諸活動を経済的に成立する範囲で実現していく新たな機関を設ける。法人格として特定非営利活動法人（NPO法人）等を想定する。同機関としても常にあるべき活動を模索し、北しりべし住民会議（仮称）に提案する役割も担う。活動の一部は行政からの委託による。

これらは市町村議会の決定にもとづき、予算の裏付けをもって行政が機能する地方自治体の制度を否定するものではない。しかし一方で、「市町村合併」を選択しなかった北しりべし圏域が、地域社会として成立するための構想の策定や各種サービスの供給の仕組みを作ることも必要である。なお、北しりべし住民会議（仮称）の定住自立圏構想上の位置を含む法的、財政的側面は本懇談会では十分検討されていない。住民会議の役割やNPO法人の活動を含めて、圏域住民による今後の議論に期待したい。

北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

| | 分野 | 氏名 | 役職等 | WG |
|-----|---------------|---------|----------------------------|-----|
| 会 長 | 学識経験者 | 澤 田 芳 郎 | 国立大学法人小樽商科大学 ビジネス創造センター 教授 | ①②③ |
| | 医療 | 阿久津 光 之 | 小樽市医師会 副会長 | ③ |
| | 〃 | 並 木 昭 義 | 小樽市病院局 病院局長 | ③ |
| 副会長 | 福祉 | 長 川 修 三 | 小樽市社会福祉協議会 事務局長 | ③ |
| | 産業振興 | 斎 田 義 孝 | 小樽商工会議所 企画・政策委員会 委員長 | ①② |
| | 〃 | 伊 澤 與 | 小樽物産協会 常務理事 | ① |
| | 〃 | 三 浦 一 浩 | 小樽水産加工振興協議会 監事 | ① |
| | 観光 | 赤 間 元 | 小樽観光協会 専務理事 | ① |
| | 地域公共交通 | 岡 田 浩 司 | 北海道中央バス株式会社 小樽事業部長 | ① ③ |
| | 生産者と消費者との地産地消 | 井 上 一 郎 | 北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部 支部長 | ①② |
| | 移住 | 小笠原 眞結美 | おたる移住・交流推進事業研究会 理事 | ①② |
| | 積丹町 | 播 磨 修 一 | 積丹観光協会 企画事業部長 | ① |
| | 古平町 | 杉 本 隆 | 特定非営利活動法人ごめっこくらぶ 事務局長 | ②③ |
| | 仁木町 | 山 田 裕 二 | 新おたる農業協同組合 代表理事組合長 | ① |
| | 余市町 | 清 水 義 信 | 余市商工会議所 人口問題検討特別委員長 | ① |
| | 余市町 | 佐々木 儀 春 | 余市町社会福祉協議会 事務局長 | ③ |
| | 赤井川村 | 二 川 健 司 | 有限会社どさんこ農産センター 代表取締役 | ① |
| | 公募 | 若 松 昭 子 | 洋食堂 なつ家 | ① |

①産業振興・観光・地産地消WG（部会長：小笠原眞結美、副部会長：清水義信）

②人材・教育・情報・交流WG（部会長：斎田義孝、副部会長：杉本隆）

③医療・福祉・地域公共交通WG（部会長：長川修三、副部会長：佐々木儀春）

オブザーバー

| | | |
|--------|---------|-----------------|
| 積丹町 | 澤 田 哲 | 企画課長 |
| 古平町 | 小 玉 正 司 | 総務課長 |
| 仁木町 | 川 北 享 | 企画課長 |
| 余市町 | 盛 昭 史 | 企画政策課長 |
| 赤井川村 | 木 立 春 幸 | 総務課長 |
| 地域公共交通 | 村 田 祐 司 | 小樽開発建設部地域振興対策室長 |

事務局

| | | |
|-----|--------|------------|
| 小樽市 | 迫 俊 哉 | 総務部企画政策室長 |
| | 上 石 明 | 総務部企画政策室主幹 |
| | 澤里 えり子 | 総務部企画政策室主査 |